

■第1回 北川流域委員会設立準備会 議事骨子

第1回北川流域委員会設立準備会では、以下の議事について審議を行いました。

1. 委員長選出

議事に先立ち、委員の紹介、設立準備会の設立趣旨、流域の概要の説明等が行われ、その後、委員の互選により、福井大学工学部教授の福原輝幸委員が委員長に選出されました。

2. 諮問

福井河川国道事務所の三輪所長より福原委員長に対し、北川流域委員会の委員選考や運営のあり方等の諮問が行われ、その後、委員長の進行により議事に移りました。

3. 議事

(1) 設立準備会規約について

- ①事務局が提示した設立準備会の規約が承認されました。
- ②今後、議事を決定する場合、選択肢が考えられる項目については、複数の案を提示して欲しい旨の意見がありました。

北川流域委員会設立準備会の規約

(名 称)

本会は、北川流域委員会設立準備会（以下「設立準備会」という）と称す。

(目 的)

設立準備会は、北川水系河川整備計画の策定にあたり、北川のあるべき姿を踏まえつつ、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき同整備計画（案）の策定に向け学識経験者の意見を聴くため等、設置が予定されている「北川流域委員会」（以下「委員会」という）の構成委員、運営のあり方等について、答申を行うことを目的とする。

(設 置)

設立準備会は、近畿地方整備局福井河川国道事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。

(組 織 等)

設立準備会の委員は、審議の透明性・中立性等を確保するため学識経験を有する者のうちから、別紙のメンバーを事務所長が選定し委嘱する。委員の任期は平成19年3月22日から設立準備会の終了までとする。

(情 報 公 開)

設立準備会の会議、会議資料、議事内容については原則として公開とする。公開方法については設立準備会が別途定める。

(委 員 長)

設立準備会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。委員長は会務を総括し、設立準備会を代表する。

(会 議)

会議は委員長が召集し、設立準備会が運営を行う。設立準備会は、委員の2/3以上の出席をもって成立する。委員の代理出席は認めない。設立準備会は出席者の過半数をもって意志決定を行う。同数の場合は、委員長の裁量に委ねる。

(河川管理者の立場)

河川管理者は、設立準備会の議事およびとりまとめには関与しない。ただし、設立準備会の委員から意見を求められた時、または委員長の了解を得て説明や意見を述べることができる。

(庶務)

設立準備会の事務局は福井河川国道事務所に置き、設立準備会の指示により、以下の庶務をとり行う。

- ・ 会議資料の作成
- ・ 議事録の作成
- ・ 会議内容のとりまとめおよび公表資料案の作成
- ・ 設立準備会議事・運営補助
- ・ その他委員長の指示する事項

(規約の改正)

本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行う。

(雑則)

本規約に定めるもののほか、設立準備会の運営に関し必要な事項は、設立準備会において定める。

(施行期日)

付則 この規約は、平成19年3月22日から施行する。

以上

(2) 設立準備会の運営方針について

○設立準備会の運営方針が、つぎのとおり決定しました。

- 1) 北川流域委員会設立準備会の運営方針（審議の進め方や情報公開方法等）は、設立準備会で決定するものとする。
- 2) また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も設立準備会が行うものとする。
- 3) 河川管理者（近畿地方整備局、福井河川国道事務所）は、設立準備会の委員から意見を求められた時、または委員長の了解を得て説明や意見を述べることができる。ただし、河川管理者は、設立準備会の議事およびとりまとめには関与しない。

(3) 設立準備会の情報公開について

- ① 設立準備会の開催案内について、自治体の広報誌も活用してはどの意見が出され、関係機関と調整することになりました。
- ② 審議結果の公開方法について、議事録全文を公開する考えはないかとの質問があり、原則は骨子をまとめた議事録を公開し、要望があれば、個別に対応することが確認されました。
- ③ 上記の指摘を踏まえ、設立準備会の情報公開方法は、つぎのとおり、決定されました。

設立準備会の情報公開方法

1) 取材の方法について

会議風景のテレビ・ビデオ撮影・写真撮影および発言の録音については、審議の進行に支障を来さない範囲で原則的に自由とする。

ただし、個人のプライバシーに関わる部分の報道については、マスコミに対し常識やモラルを踏まえた扱いを求める。

2) 会議の傍聴対象者について

設立準備会の傍聴対象者については、当日、先着順とする。

3) 設立準備会の開催案内について

設立準備会の開催案内については、記者クラブに対する情報提供、福井河川国道事務所のホームページ等により行うものとする。

4) 会議資料の公開方法について

会議資料については、原則、公開とする。公開方法としては、会議場で配布するとともに、設立準備会のホームページを開設し、閲覧できるものとする。

また、会議資料は、下記の設置場所において、閲覧ができるようにする。

◇会議資料設置場所

設置機関		所在地
近畿地方整備局	福井河川国道事務所	福井市花堂南 2-14-7
	福井河川国道事務所 北川出張所	小浜市遠敷 1-101
	河川部 河川計画課	大阪市中央区大手前 1-5-44
自治体	小浜市役所	小浜市大手町 6-3
	若狭町役場上中庁舎	福井県三方上中郡若狭町市場 20-18

5) 審議の内容および結果の公開方法について

審議の内容および結果の公開方法について、審議のすべての内容を公開すると膨大となるため、骨子をまとめた議事録を公開することとする。

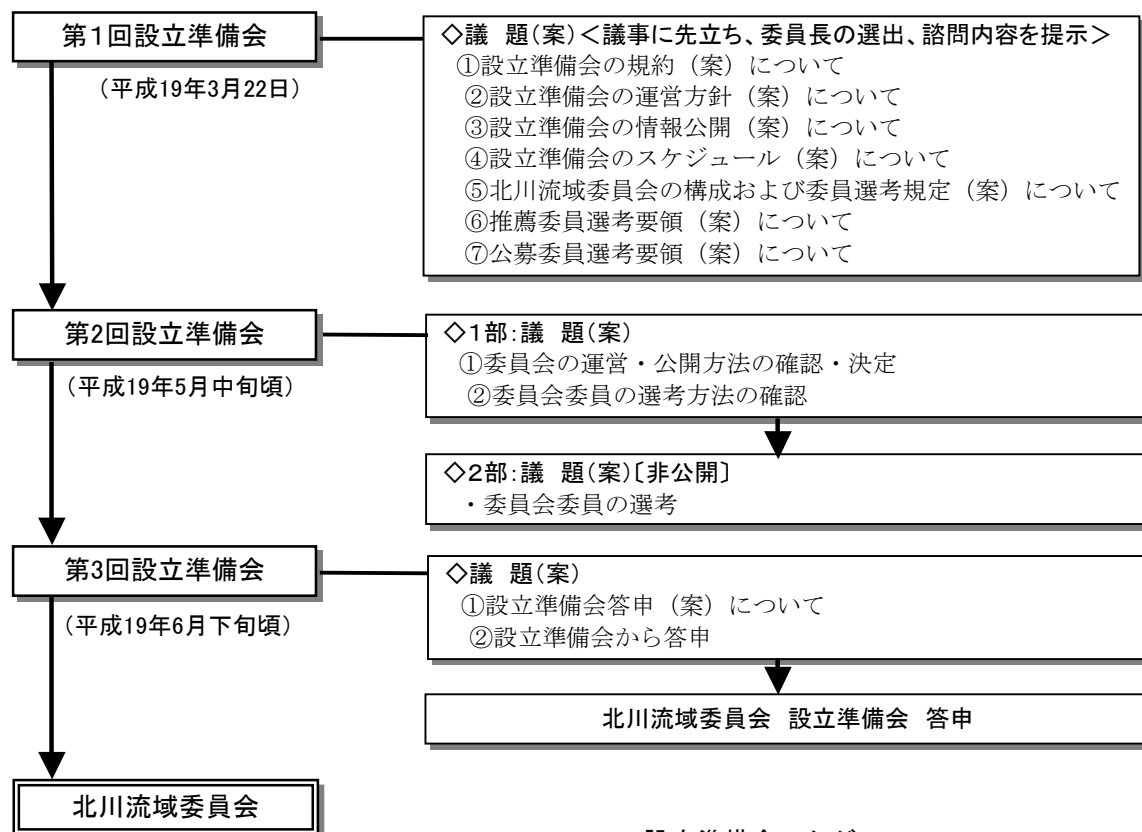
公開方法としては、設立準備会のホームページに掲載するとともに、ニュースレターを作成し、配布する。配布場所としては、会議資料の閲覧場所とする。また、ニュースレターも上記ホームページで閲覧できるようにし、可能な限りペーパーレス化に努めるものとする。

6) 個人名の取り扱い

北川流域委員会の委員選定時における個人名については、原則として委員就任前の段階では非公開とし、委員就任後は公開とする。このため、委員選定を行う会議については、候補委員のプライバシーに配慮し、非公開で実施するものとする。

(4) 設立準備会のスケジュールについて

○設立準備会のスケジュールについて、平成19年6月下旬までに計3回、設立準備会を開催し、答申を出すことが確認されました。



■設立準備会スケジュール

(5) 北川流域委員会の構成について

- ①北川流域委員会の委員構成に関して、専門分野については、北川の特性を踏まえると、治山、小浜湾の漁業にも配慮する必要があるとの意見が出されました。
- ②公募委員については、他の流域委員会の状況も踏まえると必要と判断され、人数としては3名程度公募することとなりました。
- ③また、公募委員の専門分野については、北川流域の特性に詳しい方と決まりました。
- ④委員会の規模としては、公募委員を除き、おおむね専門分野ごとに委員1名を考慮のものとし、公募委員を含め全体で15名程度の規模とすることが決定されました。
- ⑤以上の意見を踏まえ、北川流域委員会の委員構成、規模は表-1のとおり決定されました。

表-1 北川流域委員会 委員構成

分野構成		専門分野 (設立準備会委員含む)	委員数 (設立準備会委員数)
治水		河川工学、環境水理、治山	3 (1) 名
利水		農業、内水面漁業、小浜湾漁業	3 (0) 名
環境	自然環境	生物(哺乳類)、生物(魚類)、生物(鳥類)	3 (1) 名
	社会環境	歴史、法律、マスコミ、教育	3 (1) 名
地域の特性		北川流域の特性に詳しい者	公募委員 3名程度
合 計			15 (3) 名程度

- ⑥部会の設置については、今後必要に応じて設置を検討することが確認されました。
- ⑦また、委員の追加についても、必要に応じて検討することが確認されました。

(6) 北川流域委員会 委員選考規定について

- ①北川流域委員会の委員選考は規定を設け、委員の推薦により選考することが決定されました。
- ②これに伴い、委員選考規定が承認されました。

北川流域委員会 委員選考規定

第1条 目的

北川流域委員会（以下「委員会」という。）の委員の選考を行うため、この規定を定める。

第2条 審査

委員の審査は書面審査とする。書面審査は候補者のプライバシーに配慮し非公開で行う。

第3条 委員候補者

学識経験者、地域の情報に詳しい者の中から委員会委員としてふさわしい見識を有する者を委員候補として推薦する。

第4条 委員構成

分野別の委員構成は概ね下表のとおりとする。（※表-1と同様、省略）

第5条 選考

第1項 推薦委員

推薦委員の選考については、推薦委員選考要領に従ってこれを行う。

第2項 公募委員

公募委員の選考については、公募委員選考要領に従ってこれを行う。

第6条 役割

委員は、1年間に5回程度開催が予定される委員会に参加し、以下の項目について審議する。
なお、任期は2年程度である。

- 北川および遠敷川の国管理区間の河川整備計画について
- 流域住民からの意見聴取方法について

第7条 プライバシー

候補者の氏名や推薦・応募用紙の記載内容等については、原則として公表しない。

第8条 その他

委員が委員会へ出席する際には、謝金、交通費が支払われる。

この規定に定めるもののほか、審査及び選考に関する事項等については、必要に応じ、これを別途定める。

以上

(7) 北川流域委員会 推薦委員選考要領について

○委員選考規定にもとづく、推薦委員選考要領が承認されました。

北川流域委員会 推薦委員選考要領

1. 推薦の目的

設立準備会は、河川整備のあり方や整備計画の策定について、専門的な立場からの意見を聴くために、学識経験者を推薦する。

2. 推薦人数

分野別に推薦する委員数は概ね分野別委員数の表のとおりとする。(※表-1と同様、省略)

3. 推薦方法

設立準備会委員は、推薦委員候補者の氏名、連絡先、経歴、推薦理由等を所定の用紙に記入し、推薦者の氏名とともに事務局に提出する。

4. 選考方法

設立準備会委員は、推薦委員候補者の経歴等を総合的に判断し、分野毎に選考順位を定め、これに従って推薦委員を順次選考する。

以上

(8) 北川流域委員会 公募委員選考要領について

①北川流域委員会の構成で決定された公募委員について、選考要領が承認されました。

②公募人数は、3名程度とし、専門分野は北川流域に詳しい方とする。

③資格要件に関して、滋賀県高島市を含めた北川流域に在住の方を対象とすることが決まりました。

北川流域委員会 公募委員選考要領

1. 公募の目的

設立準備会は、河川整備のあり方や整備計画の策定について、北川流域の特性に詳しい方から広く意見を聴くために、委員を公募する。

2. 公募人数

3名程度とする。

3. 資格

北川流域の特性に詳しく、委員として熱意をもって活動していただける方で、以下の要件を満たしている方とする。

①1年間に5回程度開催が予定される委員会に参加できる方

②北川流域内(小浜市、若狭町、滋賀県高島市)に居住の方

4. 選考方法

応募者の経歴、作文の内容等を総合的に判断するとともに、応募者の専門性、地域性等について、他の委員とのバランスに配慮して選考する。

5. その他

募集広報は、設立準備会事務局のホームページ、記者発表、チラシ等によって行われる。
なお、応募者には、次のことが周知される。

- ①氏名、職業、連絡先、活動歴、応募理由等を応募用紙に記入の上、『北川に対する想い、期待、新たな提案』などをテーマに400～1,200字程度で自由に作文し、FAX、郵送、メールのいずれかで事務局に提出すること。
- ②応募用紙は、ホームページ、チラシに添付し(コピーでも可)、作文の用紙はA4サイズで横書きを基本とすること。なお、応募用紙等は返却しないものとする。

以 上

以 上